

「サイバーインフラ事業者に求められる役割等に関するガイドライン（案）」に対する
意見公募手続の結果について

令和 8 年 3 月 31 日
経済産業省商務情報政策局
サイバーセキュリティ課
内閣官房国家サイバー統括室
制度・監督ユニット

「サイバーインフラ事業者に求められる役割等に関するガイドライン（案）」について、令和 7 年 10 月 30 日から令和 7 年 12 月 30 日まで意見公募を行いましたところ、以下のとおり御意見をいただきましたので公表いたします。

今回の意見公募に御意見等をいただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和 7 年 10 月 30 日（木）～ 令和 7 年 12 月 30 日（火）
- (2) 実施方法：電子政府の統合窓口「e-Gov」における掲載
- (3) 意見提出方法：「e-Gov」の意見提出フォーム及び電子メール

2. 御意見等の総数

20 者の法人・個人等

3. 御意見の概要及び御意見等に対する考え方

別紙「御意見に対する考え方」のとおり。

なお、提出意見を考慮した結果については、行政手続法第四十三条第 2 項に基づき、提出意見を整理又は要約しております。

4. 本件に関するお問合せ先

経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課

- ・ 電話：03-3501-1511（内線 3964）
- ・ 電子メール：bzl-cyber-madoguchi@meti.go.jp

※原則、メールでお問い合わせください。

※メール件名は「サイバーインフラ事業者に求められる役割等に関するガイドライン（案）」に対する意見公募手続の結果について」としてください。